

京都市告示第80号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、財団法人京都市休日急病診療所を京都市公金収納受託者とし、京都市休日急病診療所の手数料の徴収事務を委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榎本 頼兼

(保健福祉局保健衛生推進室地域医療課)